

『一日公庫』 in 下関商工会議所

開催日：令和7年7月28日（月）

時間：午前10時～午後4時

場所：下関商工会館 3階 第1研修室（下関市南部町21番19号）

この度、日本公庫は、下関商工会議所にて、上記の日程で「一日公庫」を開催いたします。「一日公庫」では、日本公庫の融資担当者が、お申込をいただいたお客さまとご面談いたします。

「一日公庫」の特徴

- 日本公庫まで足を運ばなくても、下関商工会議所で融資担当者をご面談が可能です。
- 当日は、経営指導員が待機しておりますので、安心してご面談をお受けいただけます。
- 融資の審査結果は、事前に決算書等の資料を提出していただければ、その日にご連絡するよう努めます（ご面談の内容等により、審査結果のご連絡が後日となることもあります。）。

ご相談内容の例

- 物価や人件費が高騰している。仕入れ資金や経費に充てる運転資金を手当てしたい。
- 繁忙期に向けて、外注費用を確保したい。
- 長く使用している設備があり、故障する前に新しいものに買い替えたい。
- 子供の高校・大学の教育資金を相談したい。
- 将来を見据え、事業承継（第三者承継）の相談をしたい。

お申込・ご相談を希望される方は、**7月17日（木）までに**、下記の申込票にご記入のうえ、下記までFAXもしくは郵送にてご連絡ください。お待ちしております！

◆ご連絡先◆

下関商工会議所 担当者【森本】 ☎083-222-3333 FAX: 083-222-4094
日本公庫下関支店 担当者【飯田】 ☎083-222-6225 FAX: 083-223-5421

申込票

お名前（会社名・屋号）	代表者名
業種：	お電話番号：
ご住所：	
※該当項目の□に「✓」を、（ ）内に「○」を付けてください。	
◆時間帯 <input type="checkbox"/> 10:00～11:00 <input type="checkbox"/> 11:00～12:00 <input type="checkbox"/> 13:00～14:00 <input type="checkbox"/> 14:00～15:00 <input type="checkbox"/> 15:00～16:00	
◆相談内容 <input type="checkbox"/> お借入について （ 事業資金 ・ 教育資金 ） <input type="checkbox"/> 事業承継について （ 譲渡し ・ 譲受け ）	

※ご記入頂きましたお客さまの情報は、日本政策金融公庫及び下関商工会議所からの連絡、予約確認、ご質問、お問い合わせ、情報提供、その他のお取引を適切かつ円滑にするための対応に利用いたします。

小規模事業者の皆様へ

経営改善資金融資

(マル経)

安心して借りられる、国の“無担保・無保証人”の融資です。

マル経資金は「経営を改善するために事業資金を借りたいが、担保もなく、保証人もない」といった小規模事業者の皆様の悩みを解決するために、商工会議所が経営指導にもとづいて(株)日本政策金融公庫に推薦し無担保・無保証人で貸出される国の融資制度です。

融資限度額

2,000 万円

(10万円単位)



資金用途
利 率

運転及び設備資金

年 1.80% (R7.6.1 現在)

利率は金融情勢により変わります。
最新情報は、公庫 HP (こちら⇒)
でご確認ください。

返 済

運転資金 10年以内の月賦(据置期間2年以内)

設備資金 10年以内の月賦(据置期間2年以内)

担保・保証人

不要



ご利用できる小規模事業者の方

①従業員数(役員、家族従業員、パート等を除く)
製造業・宿泊業・娯楽業・その他… 20人以下
商業・サービス業…………… 5人以下

②営業年数

市内で1年以上営業している方

(平成17年2月12日現在における菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の区域を除く)

③納税

所得税(法人税)、事業税、住民税(市民税・県民税)を完納している方。

④資格

原則として6ヶ月以前から商工会議所の経営指導を受け、経理等内容が明らかな方。

※(株)日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用できません。

※財務内容等によってはご利用いただけない場合があります。

ご用意いただくもの

- ①前期・前々期の決算書(勘定科目明細書等添付)、決算後6ヶ月を経ている場合は最近の試算表
- ②前期・前々期の確定申告書(控)
- ③所得税(法人税)、事業税、住民税(市・県民税)の領収書又は納税証明書
- ④借入金(住宅ローンも含む)返済案内書等
- ⑤設備資金の場合は見積書、契約書等
- ⑥法人の場合は会社の全部事項証明書(履歴事項証明書)
- ⑦土地・建物の登記事項証明書又は要約書
- ⑧申込金額が1500万円超の場合、事業計画書の提出等が必要です。

※最初から必要のないものもあります。

また他にご用意していただく場合もあります。

まずは
お電話
ください

下関商工会議所

TEL083-222-3333

中小企業相談所

下関市南部町 21-19

FAX083-222-4094

◆個人情報の管理については万全を期し、相談内容についても守秘義務を厳守いたします。